

# 東京福祉大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 東京福祉大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命は、「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にする」と簡潔に提示している。

使命・目的及び教育目的に関しては、学部改組時に検討している。社会情勢の変化などに対応して、新たな「中国語学位対応プログラム」などを設けている。中長期的な計画と進行年度中の進捗管理の状況、進捗管理を踏まえての実態に即した年次計画の策定とそのフィードバックや教職員での情報共有は十分ではない。社会情勢の変化や大学の置かれている環境変化に対応して、改善が必要である。

#### 「基準2. 学生」について

大学は、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。しかし、社会福祉学研究科社会福祉学専攻では収容定員を大幅に超過しており、また、一部の学科においては収容定員未充足となっているため、改善が必要である。教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備され、組織的に支援を行っている。アカデミックアドバイザーが支援を重ね学生の生活上、学修上の不安を取除くよう努めている。大学独自の奨学金制度や同窓会による奨学金制度などの経済的支援を行っている。学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見等については、担当部署や学生生活満足度調査で収集しているが、分析や改善への活用ができていない。

#### 「基準3. 教育課程」について

各学部の学科・専攻、各研究科で目的及び教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、入学案内、履修要項、ホームページ等で学生に周知している。成績評価基準は履修要項に記載して学生に周知している。また、GPA(Grade Point Average)を活用して成績不振学生に対してはアカデミックアドバイザーが面接を行い、学修意欲を取戻せるように指導している。授業内容については学生による授業評価アンケートを実施している。

各学部・学科でカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿った履修指導等によって、学生の体系的な履修を支援している。

#### 「基準4. 教員・職員」について

「事務組織規則」に基づき、キャンパスごとに必要な職員を配置し、キャンパス間で連携を図り業務を進めている。FD(Faculty Development)、その他教員研修については、フ

アカルティ・ディベロップメント専門部会が中心となり、研修会、授業見学等の FD 活動を実施している。職員の資質・能力向上のための研修については、教職員を対象とした全体ミーティングを随時実施している。

学長の意思決定の権限と責任及び副学長・学長補佐の組織上の位置付けと役割については、規定しており、体制の整備を進めているものの「学位の授与」について、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない。また、大学設置基準に則していない基幹教員が一部おり、大学全体で必要な教授数が不足していることについては改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 25 日付けで主要授業科目又は 1 年につき 8 単位以上の授業科目を担当していない教員を基幹教員から除外することを決めた。また、令和 7(2025)年 2 月 10 日付けで教育学部の准教授 1 人、社会福祉学部の准教授 1 人及び保育児童学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

法令等に基づく情報公開については、教職課程の自己点検・評価の結果が公表されていないため改善が必要である。法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携については、「法人・教学連絡会」を設置し、コミュニケーションを図っている。監事の職務については、一部、適切に行われていない。また、監事監査報告書の理事会及び評議員会での取扱いについて改善が必要である。

財務状況について経常収支差額の赤字が続いている。より実態に沿う経営改善計画及び精緻な財務計画を策定の上、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保し、自主再建を図る必要がある。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

大学は内部質保証に関する全学的な方針を定めていない。また、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会が設置されているが、内部質保証のための活動を行っていないため、恒常的な組織体制が整備されていない。

自己点検・評価の報告書が作成されているものの、その結果が大学の改革・改善等に活用されておらず、内部質保証のための自己点検・評価ではない。また、事実に基づかない記述やエビデンスの不足があり、書面質問に対する回答等との相違が散見するため、十分な調査・データの収集・分析の上で自己点検・評価を行うことが必要である。

これらにより、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが機能しているとはいえない。

総じて、大学は、中長期的な計画の立案に当たり、実態の把握とその実施と管理が不十分であり、また一部の学科、研究科において入学定員・収容定員は超過又は未充足の状況である。特に、大学の管理面において自己点検・評価や内部質保証の組織体制、運用の実際において学内の PDCA サイクルが組織的、体系的に機能しておらず、エビデンスに基づく自主的・自律的な改善が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献の充実」「基準 B.留学生支援と国際交流の充実」「基準 C.社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしていない。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は使命を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にする」と簡潔に分かりやすく表記し、意味・内容の具体性と明確性をもって提示している。併せて、例えば教育学部においては地球規模で人の健康を脅かす感染症などについての問題解決に向けた授業科目を用意するなど、個性・特色を明示している。

使命・目的及び教育目的に関しては、過去の学部改組時に検討している。社会情勢の変化などに対応して、新たな「中国語対応学位プログラム」などを設けている。

##### 〈参考意見〉

○大学は、中国語対応学位プログラムを提供しているので、使命・目的、教育目的等を中国語で周知することが望まれる。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしていない。

**〈理由〉**

使命・目的、教育目的について、大学の開学時、学部改組のときに理事会、教授会などで検討することで役員・教職員の理解と支持を得ている。使命・目的、教育目的については、分かりやすい言葉で周知しているものの、学内で三つのポリシー及び中長期的な計画との関連についての検討、審議は十分に実施されていない。社会情勢の変化によって、大学が受ける影響は明らかであり、その環境変化に応じて中長期的な計画への反映と年度中の進捗管理の実施、途中経過のフィードバックなどの教職員間での情報共有は不十分であり、改善が必要である。

**〈改善を要する点〉**

- 使命・目的及び教育目的を達成するための事業に関する中長期的な計画について、入学者数等、実現可能性の高い基礎数字を用いるなど、実質を伴った審議・検討が行われておらず、策定された計画も不十分であるため改善を要する。
- 事業の中長期的な計画の基礎となる大学全体の状況把握とそのフィードバックや教職員での情報共有は不十分であり、改善を要する。
- 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織の構成との整合性については、三つのポリシーには反映されておらず、改善が必要である。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしていない。

**2-1. 学生の受入れ**

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項等で周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施しているが、その検証が行われていない。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻の大幅な収容定員超過や保育児童学部保育児童学科の収容定員未充足については改善が必要ではあるものの、社会福祉学部社会福祉学科や心理

学部心理学科においては学生数の維持に努めている。

〈改善を要する点〉

- 社会福祉学研究科社会福祉学専攻の博士課程前期の収容定員充足率は 2.86 倍であり、同博士課程後期については 6 倍となっており、指導に支障を来すため改善が必要である。
- 保育児童学部保育児童学科の収容定員充足率は 0.7 倍未満であり、改善を要する。

〈参考意見〉

- 教育学部教育学科は収容定員未充足のため対応が望まれる。
- 通信教育課程を開設する全ての学科について、収容定員未充足のため対応が望まれる。
- アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかについての客観的な検証が行われていないので、対応が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働組織として、全学教務委員会が組織され、全学的な学修支援を進めている。また、TA 等の活用についての規則が策定されている。障がいのある学生等の学修支援については、「障がい者支援を統括するユニバーサル支援委員会」及びその下部組織の「ユニバーサル支援協議会」を設置し、対応を進めている。オフィスアワーも関連規則に基づき設定することとなっている。

単位修得状況等に課題がある学生に対してはアカデミックアドバイザーが指導を行い、当該学生の状況を共有し、学生指導を行っている。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制として、キャリア支援室を設置し、学生の進路、就職、資格取得に向けた組織的な支援を行っている。また、インターンシップなどのキャリア支援も実施している。留学生に対するキャリア支援策として、留学生を対象にガイダンスや個別支援、情報の提供を行っており、大学卒業後に日本企業

や大学院で活躍できるよう、日本語能力向上支援講座を正課外で週 1 回、日本語能力に応じて 3 段階のクラスを開講している。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、入学時に「学生生活の手引き」を全員に配付し、オリエンテーションにおいて、その詳細を説明している。留学生に関連する部分については漢字に振り仮名を付すなどの配慮も行っている。学生一人ひとりにアカデミックアドバイザーが支援を重ね、学生の生活上、学修上の不安を取除くよう努めている。また、全学的な学生生活の安定のための支援として、学生支援委員会を設置し、学生指導、学生の厚生補導、学生生活に関する課題の検討を行い、支援策を講じている。加えて、学生の心身の健康相談や学生の課外活動への支援等の学生サービス、奨学金などの経済的支援についても行っている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

校地、校舎等の学修環境の整備については、四つある各キャンパスにおいて、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を設置し、教育と研究に適した環境を整備している。また、各キャンパスの実習施設、ICT（情報通信技術）環境等についても、整備・活用されている。各キャンパスはバリアフリーに配慮されている。授業を行う学生数は、教員の指導が行届くことを考慮し、授業科目・内容に応じて管理している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**

基準項目 2-6 を満たしていない。

**〈理由〉**

アカデミックアドバイザー、教務課、キャリア支援室、保健相談室、学生相談室が、学修支援、キャリア支援、心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活支援を行う中で、学生の意見・要望を調査し、学生生活満足度調査を令和 5(2023)年度から再開している。

しかしながら、これらの調査結果についての把握・分析は行われておらず、また学生へのフィードバックもできていない。

**〈改善を要する点〉**

○学修支援や施設・設備、学生生活に関する学生の意見等について、担当部署で収集しているが、その結果について情報共有や分析、改善への活用ができていない点について、改善を要する。

**基準 3. 教育課程**

**【評価】**

基準 3 を満たしている。

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**【評価】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**〈理由〉**

各学部の学科・専攻、各研究科でそれぞれの目的及び教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、入学案内、履修要項、ホームページ等で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業・修了認定基準は学則に規定し、学生に周知し、運用している。

また、GPA の通算が 2.0 以上でなければ卒業を認定することはできないと学則で規定し、単位数だけではなく GPA によっても卒業の基準を定めている。

**〈参考意見〉**

- 大学設置基準第 30 条で定める入学前の既修得単位数等の認定について、大学学則第 14 条第 4 項と第 5 項の合計で 60 単位としなければならないところを、第 5 項を除外しているので対応が望まれる。
- 研究科の成績評価基準は定められており、大学院要覧にも記載され、学生に周知されているが、学則に規定されていない点について、対応が望まれる。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

各学部・学科でカリキュラム・ポリシーを定め、履修要項やホームページで学生に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては一貫性が保持されている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成しており、ナンバリングシステムの導入や履修モデルを示して履修指導を行うことによって、学生の体系的な履修を支援している。

教養教育においては、文章表現能力、対話能力、異文化理解力等のコミュニケーションスキルの向上に力を入れている。

教授法の工夫としては、双方向対話型授業を取入れ、教員と学生の対話、学生同士のグループディスカッションを促進している。また、留学生が多い池袋キャンパスではこうした学生同士の対話によって異なる文化の理解が図られるなどの成果も見られる。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、GPA を利用して把握しており、成績不振学生に対してはアカデミックアドバイザーが個別面談を行い指導している。また、カリキュラムマップを用いて履修指導を行うことで、教育課程の目的に沿

った履修の進行ができるようにしている。教員採用試験や社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験の合格者数により学修成果を確認している。

学生による授業評価アンケートが実施されており、評価が低い教員には学部長・学科長が個別に指導するなど、改善に向けた取組みを行っている。ファカルティ・ディベロップメント専門部会の活動として、教員間の授業の相互参観を全教員参加で行い、相互参観後は「授業見学報告書」の提出を課している。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長の意思決定の権限と責任については、組織運営規則に明確に規定している。また、学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう、副学長と学長補佐についても組織上の位置付けと役割を規定し、副学長が配置され、補佐体制の機能を果たすべく整備を進めている。

「学位の授与」について、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない点については改善が必要だが、学部教授会規程、研究科委員会規程に組織上の位置付け及び役割を規定し、運営している。

職員については、事務組織規則に役割を示し、4 か所のキャンパスごとに配置するとともに、キャンパス間で連携を図りながら業務を進めることで、教学マネジメントの機能を支える努力をしている。

##### 〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 2 号に規定されている「学位の授与」については、学部教授会及び研究科委員会で学長に意見を述べておらず、学長が最終的な決定を行っていないため、改善が必要である。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

教員の採用・昇任に関しては、諸規則を定め、運用している。FD、その他教員研修については、「教員任用規程」及び「教育方針及び授業方法に関する規程」に規定するとともに、ファカルティ・ディベロップメント専門部会が中心となり、研修会、授業見学等のFD活動を実施している。

大学の基幹教員・大学院の専任教員については、設置基準で定める必要教員数を確保している。しかしながら、大学設置基準の規定に則していない基幹教員がいること、大学全体で必要な教授数が不足していることについては改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和7(2025)年2月25日付けで主要授業科目又は1年につき8単位以上の授業科目を担当していない教員を基幹教員から除外することを決めた。また、令和7(2025)年2月10日付けで教育学部の准教授1人、社会福祉学部の准教授1人及び保育児童学部の准教授2人を教授に昇任させた。これらの結果を令和7(2025)年3月3日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

##### 〈改善を要する点〉

- 当該学部の教育課程に係る授業科目のうち、主要授業科目又は1年につき8単位以上の授業科目を担当していない教員を、基幹教員として社会福祉学部社会福祉学科と心理学部心理学科に1人ずつ配置していることについて、改善が必要である。
- 大学設置基準に定める大学全体として必要な教授数について、2人不足しているため、改善が必要である。

##### 〈参考意見〉

- 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会について、規則では毎月1回開催することとなっているが、年1回しか開催されておらず、規定どおりに部会が開催されていないため、FDの実施体制としての機能を果たすことができるよう対応が望まれる。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

##### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき大学運営に関わる役員を含めた教職員を対象に新任者研修等を実施している。

また、日本私立大学協会や大学入試センター、日本私立学校振興・共済事業団などの外部機関が主催する研修会に職員等を派遣している。

〈参考意見〉

○スタッフ・ディベロップメント規程に規定されている SD 活動の年間実施計画が未整備であるため、計画を策定し、教職員に周知するとともに、計画に沿った研修実施が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、全教員に個室の研究室を設置する等、適切に整備し運営・管理を行っている。研究倫理に関する規則等を整備して厳正に運用し、「日本学術振興会提供の研究倫理eラーニングコース」を全ての教員及び大学院生に受講させ、修了証書の提出を義務付ける等、研究倫理の確立を図っている。また、研究活動への資源配分に関する規則を整備し、研究活動のための外部資金を導入するために、「東京福祉大学 全学教務委員会に置く研究奨励専門部会規程」に基づき、研究奨励専門部会が教員の競争的研究資金獲得を支援している。RA(Research Assistant)の導入を検討している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしていない。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

**【評価】**

基準項目 5-1 を満たしている。

**〈理由〉**

寄附行為において関係法令を遵守することを明記し、運営を行っている。教職課程の自己点検・評価の結果が公表されていないものの、その他の情報については法令等に基づきホームページで適切に公表されている。

法人は理事会を中心に経営改善計画を作成し、使命・目的を実現するための継続的な努力を進めている。

環境保全については、環境省が推進する放射線の健康影響に関する風評の払拭を目指した事業に寄与している。人権への配慮については、就業規則にハラスメント防止について規定するとともに、ハラスメント防止・対策専門部会を設置している。また、安全への配慮については、危機管理規則及び危機管理対応マニュアルを定めるとともに、防災訓練・避難訓練を実施し、危機管理の体制を整えている。

**〈改善を要する点〉**

○教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 で指定している教職課程の自己点検・評価結果が、ホームページ上で公表されていないため、改善が必要である。

**5-2. 理事会の機能**

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

**【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

**〈理由〉**

寄附行為に基づき理事会を設置し、理事会運営規程に定めるとおりに開催している。理事会の審議事項についても規定され、寄附行為や諸規則の改廃、予算や事業計画、決算や事業報告など、重要事項の審議を行っている。

理事については、寄附行為に基づき理事会・評議員会において適切に選任を行っている。理事の理事会出席状況は良好であり、委任状出席する場合は、意思表明書を提出している。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

**【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

**〈理由〉**

理事長のリーダーシップを補佐する体制として副理事長を置いている。また、法人を代表する理事長、副理事長等と、教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長等で組織する「法人・教学連絡会」を設置し、法人及び大学の意思疎通と連携を図るとともに、教職員から選任された内部理事が教職員からの意見を理事会に反映する体制を整えている。

監事の職務については、一部、監査や監事の監査報告書の理事会及び評議員会での取扱いについては改善が必要であるものの、監事及び評議員の選任は寄附行為に基づき行われ、監事の理事会・評議員会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況は概ね良好である。現在、法人及び大学に対するチェック体制として、監事、評議員会が機能するよう、体制の整備を進めている。

#### 〈改善を要する点〉

- 法人の管理運営・財務に課題があるにもかかわらず、理事会・評議員会において、監事からの意見等の積極的な発言がなく、監事監査報告書においても特段の指摘をしていないことは、監事の職責を果たしているとはいえないため、改善が必要である。
- 監事の監査報告について、理事会において審議・決定していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため、改善が必要である。

### 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

#### 〈理由〉

財務状況について過去 5 年間経常収支差額の赤字が続いており、安定した経営を行うには十分な資金の確保ができていない状況が続いている。財務比率面においては、教育活動収入の減少による前受金保有率・流動比率の低下により自己資本比率が低下している状況にある。現状では、大学を安定的に運営することが困難なため、より実情に沿った中長期的な経営改善計画及び財務バランスを十分考慮したより精緻な財務計画を策定し、自主再建を図る必要がある。

#### 〈改善を要する点〉

- 教育活動収入の減少に伴う経常収支の赤字が常態化しており、現状では大学を運営することは困難な状況であるため、より実情に沿った経営改善計画及びより精緻な財務計画を策定し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を行うよう改善が必要である。

### 5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

**〈理由〉**

大学は、学校法人会計基準や寄附行為、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」等の規則に基づき適切に会計処理を実施している。

会計監査については、寄附行為に基づく監事監査、内部監査規程に基づき監査室が実施する内部監査、独立監査人である公認会計士の監査を実施している。公認会計士から監事へ監査状況の説明が行われている。

**基準 6. 内部質保証**

**【評価】**

基準 6 を満たしていない。

**6-1. 内部質保証の組織体制**

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

**【評価】**

基準項目 6-1 を満たしていない。

**〈理由〉**

内部質保証に関する全学的な方針がなく、また内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会が設置されているが、実際には内部質保証のための活動をしていない。

よって、内部質保証のための恒常的な組織体制が整備されておらず、その責任体制も明確ではない。組織間の日常的な連絡調整や情報共有は全体ミーティングと「法人・教学連絡会」で行われているが、内部質保証のための活動ではない。

**〈改善を要する点〉**

- 内部質保証に関する全学的な方針が定められていない点は改善が必要である。
- 内部質保証のための組織として設置されている自己点検・評価委員会が機能していないため、内部質保証のための恒常的な組織体制や責任体制が整備されていない点は改善が必要である。

**6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

**【評価】**

基準項目 6-2 を満たしていない。

〈理由〉

自己点検・評価の報告書は令和 5(2023)年度と令和 6(2024)年度に作成され、令和 5(2023)年度の報告書をホームページで公表しているが、自己点検・評価の結果が大学の改革・改善等に活用されておらず内部質保証のための自己点検・評価とはいえない。また、今回の認証評価で提出された自己点検評価書の内容についても、事実に基づかない記述やエビデンスの不足があり、書面質問に対する回答や実地調査における面談での回答と相違する部分が散見するため、十分な調査・データの収集・分析を行い、規則に基づいて全学的な体制で自己点検・評価を実施することを強く求める。

〈改善を要する点〉

- 自己点検・評価については、実施する周期なども含めて規則に基づいて実施されておらず、改善に向けた施策等の検討も行われていないため改善が必要である。
- 自己点検・評価について、事実と相違する記述やエビデンスに基づかない記述が散見するため、十分な調査・データを収集・分析の上、全学的体制で自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証の方針がなく、内部質保証を担う組織である自己点検・評価委員会が機能していないため、体制が整備されていない。また、自己点検・評価の報告書についても事実に基づかない記述があり、エビデンスが不足している状況である。

このため、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みについては機能しているとはいえない。特に、中長期的な計画については認証評価等の結果が反映されたものではなく、その内容も概略的なものであり、大学運営の改善・向上につなげることができないと言わざるを得ない。

〈改善を要する点〉

- 内部質保証の体制が整備されておらず、内部質保証のための自己点検・評価ができていないことから内部質保証システムが機能していないので改善が必要である。
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」については内容が概略的であり、認証評価の結果等が反映されていないことから、精緻な計画を作成し、PDCA サイクルを機能させるよう改善が必要である。

○事業に関する中長期的な計画が不十分であること、収容定員に基づく適切な学生数の管理、学修支援等に対する学生の意見・要望の分析等、学長のガバナンス、教員の配置、情報の公表、監事の機能性、財務基盤と収支について改善を要する点があるため、内部質保証システムが機能するよう改善が必要である。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 地域連携・地域貢献の充実

#### A-1. 地域連携・地域貢献の有効性

##### A-1-① 地域連携・地域貢献の有効性

###### 【概評】

地域連携・地域貢献については、伊勢崎・王子・池袋・名古屋キャンパスの4拠点それぞれで取組まれている。公開講座はキャンパスが所在する市の教育委員会や高齢政策課などと連携して実施されている。

市民向け講座は伊勢崎・池袋・名古屋キャンパスで開催されている。その開催形態は、コロナ禍の影響ではあるがオンライン開催としたことでさまざまな参加者を得ることができた。

また、在学生在が地域で行われる各種の活動にボランティアとして参加している。これらは、「子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業」「豊島区ふくし健康まつり」などで、学生が地域の活動に力を提供したものである。

地域の小中学校との連携については、伊勢崎キャンパスでは市教育委員会と覚書を交わし、小中学校でのボランティア活動が行われている。池袋キャンパスでは市教育委員会と協定を結び、学生を小中学校へ派遣している。

伊勢崎キャンパスでは近隣高校へ教員を講師派遣しているほか、公立高等学校との連携では学生が高等学校の生徒の研究活動に参加し助言を行うなどの活動を行っている。

こうした地域連携・地域貢献の活動は、コロナ禍で中断しているものがあるが、今後の再開や新たな展開が模索されており、今後一層の地域連携・地域貢献の推進を期待したい。

### 基準 B. 留学生支援と国際交流の充実

#### B-1. 留学生支援と国際交流の推進

##### B-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績

##### B-1-② 留学生支援の状況

##### B-1-③ 国際交流の推進

###### 【概評】

留学生の受入れを積極的に行っており、池袋、名古屋キャンパスでは多くの留学生が学んでいる。

大学組織においては留学生教育センター運営委員会を設置し、カリキュラム、修学・生活支援、キャリア形成支援、日本人学生との交流について支援を行っている。また、カリキュラムには日本語力の向上を図るための授業も用意されている。

留学生支援としては学生便覧に留学生に関する項目が用意されている。留学生支援室も設置されており、進学・授業相談、生活サポートなどを行っている。日本人学生と同様に留学生に対してもアカデミックアドバイザーを配置し、個別の相談に対応できる体制を整えている。学生の相談場面では、学生の日本語力によっては外国語を話せる職員が同席するなどの配慮も行っている。

中国語課程を設置しており、日本語が苦手な学生であっても中国語で論文を書くことで学位を取得することを目指している。

大学院において、留学生が多数入学している研究科もあるが、指導教員が多くの時間と労力をかけて研究指導にあたっている。

留学生の卒業後の進路については、学部、大学院ともに4割弱が進路未定や帰国となっている点については、今後キャリア支援を更に充実させていくことが期待される。

国際交流についてはアメリカ夏季短期研修を用意しており、参加学生は受入れ大学での寮生活、講義の受講、福祉・医療・教育関連施設の見学などを体験できる。このプログラムは単位として認定される。

## **基準 C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実**

### **C-1. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援**

#### **C-1-① 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援**

##### **【概評】**

社会福祉士・精神保健福祉士資格取得に関しては、以下の2点の工夫がされている。

1点目は法定実習時間に加えて、大学独自の実習プログラムを用意していることである。社会福祉学科社会福祉コースと精神保健福祉専攻については、法定実習に加えて80時間の「ソーシャルワーク基礎実習」を課すことで、実践的能力を高めることを試みている。

2点目は社会福祉士・精神保健福祉士の実習を通年型で行っていることである。一般的には長期休業中に集中型で行う場合が多いが、週に2日の実習日を設けることで、学生は年間を通じて実習先に赴き実習を行っている。この実習経験と並行して大学では実習指導の授業で実習経験の振り返りを行うことができる。

こうした通年実習を可能にするために授業の開講日の調整を行っている。また、実習が講義日と重なった場合の補講の調整など教務課からの実習教育の支援が行われている。

学内の体制としては、キャリア支援室が実習施設・機関と大学、実習指導担当教員、実習巡回担当教員、アカデミックアドバイザーをつなぎ、支援する役割を果たしている。